特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

恩納村は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

沖縄県恩納村長

公表日

令和5年5月8日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	国民年金に関する事務					
②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用部に関する法律の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失、種別変更等に関する届出の受理 ②任意加入被保険者の資格取得・喪失等の届出の受理 ③付加保険料納付・辞退の申出、該当・非該当の届出の受理 ④保険料免除理由該当届・消滅届の受理 ⑤年金手帳等の再交付申請の受理 ⑥保険料の免除、納付猶予、学生納付特例申請の受理 ⑦受給権者からの裁定請求、その他給付に係る申請書の受理 ⑧日本年金機構への異動報告及び届出・申請に関する進達、所得情報等の提供に関する事務					
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム					
2. 特定個人情報ファイル名						
1. 国民年金情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の31の項					
4. 情報提供ネットワークシステムに						
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠						
5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	恩納村役場 村民課					
②所属長の役職名	恩納村役場 村民課長					
6. 他の評価実施機関						
なし						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用						
請求先	〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納2451番地 恩納村役場 総務課 Tel 098-966-1200					
8. 特定個人情報ファイルの取扱い	に関する問合せ					
連絡先	〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納2451番地 恩納村役場 村民課 Tel 098-966-1205					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人;	(任意実施) 1万人未満 0万人未満 10万人未満		
いつ時点の計数か			5年5月8日 時点			
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
		令和5年5月8日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価	書の種類	頁			
[基礎	項目評価	:書]		<選択肢> 1)基礎項目評価 2)基礎項目評価 3)基礎項目評価	書 書及び重点項目評価書 書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 れている。	・ 機関につ	ついては、それぞれ重	点項目評価書	・ 又は全項目評価書において、	リスク対策の詳細が記載さ
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワー	ークシステムを通じた	-入手を除く	,)	
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻	_
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの	0委託				[O]委託しない
委託先における不正な使用等のリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残されっ	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や作	報提供名	ドットワークシステムを	通じた提供を		[〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの 対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻	
6. 情報提供ネットワークシステムとの	の接続			[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻	ている
不正な提供が行われるリスクへの対策 は十分か	[十分である]	く選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻	ている ている
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻	-
8. 監査					
中十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	[0]	自己点検	[] Þ	部監査 []	外部監査
実施の有無					
9. 従業者に対する教育・啓発	101			<選択肢>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月8日	公表日	平成27年11月10日	平成29年8月8日	事後	定期見直し
平成29年8月8日	5. 評価実施機関における担当 部署①部署	村民課	恩納村役場 村民課	事後	定期見直し
平成29年8月8日	部署①部署 5. 評価実施機関における担当 部署②所属長	村民課長 外間和佳	恩納村役場 村民課長	事後	定期見直し
令和5年5月8日	公表日	令和3年6月20日	令和5年5月8日	事後	定期見直し
令和5年5月8日	Ⅱしいき値判断項目	平成29年8月1日時点	令和5年5月8日時点	事後	定期見直し